

# 令和7年度特定健診歯科保健指導 導入事業研修会

## 総括

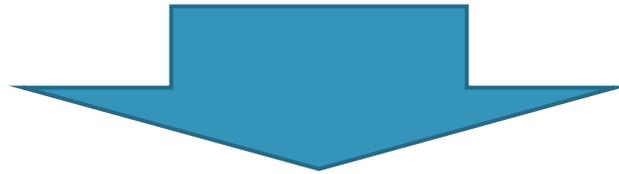
---

宮城県保健福祉部健康推進課

# 事業の改善

## 【課題】

特に口腔チェック・歯科保健指導を受けてもらいたい歯科口腔保健に対する意識が低い人をいかに取り込むか



## 【改善案】

ナッジ理論等を活用した受診勧奨の強化

# 事業の改善

## 【受診勧奨の改善例】

ご存じですか。  
糖尿病や認知症の原因のひとつは  
歯や口の健康が関係していること。



費用  
無料

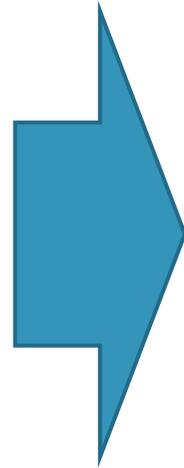
国民健康保険加入者対象  
**歯科口腔チェック  
歯科相談**

歯科医師による痛くないお口のチェックです。国民健康保険加入者の方を対象として実施しますので、この機会にお口の相談をしてみませんか？

内容 問診とお口のチェック（歯科医師）  
個人に合わせた歯科アドバイス（歯科衛生士）  
場所：



問い合わせ先 宮城県保健福祉部健康推進課 ☎022-211-2623



改善があつたと感じています。

6割の方が  
口腔チェックを受けて



費用  
無料

国民健康保険加入者対象  
**歯科口腔チェック  
歯科相談**

国民健康保険加入者の方は特別な申し込みを必要とせずに、  
どなたでも受けることができます。

〇〇の受診後には、（実施場所）にお越しください。

内容 問診とお口のチェック（歯科医師）  
個人に合わせた歯科アドバイス（歯科衛生士）  
場所：



問い合わせ先 宮城県保健福祉部健康推進課 ☎022-211-2623

- 他の人も受けている
- 受けると効果がある  
社会的証明・インセンティブ  
の付与

特定健診の流れで口腔チェックが  
受けられる（誘導）

# 他自治体の事例①

【北海道当麻町（令和元年度）】

## ○対象者

健康診査、特定健診受診者で30～59歳の者（集団健診に限る）

## ○事業内容

（事前）健診問診票とあわせて歯科アンケート用紙を送付

（当日）問診時にアンケートを回収し、保健師がアンケートの回答内容をもとに歯科相談につなげる  
歯科衛生士がアンケートの回答内容をもとに歯周病予防に関する具体的アドバイスを行う  
（ブラッシング、歯間清掃補助具の使用法、食生活での注意事項、喫煙との関係など）

## ○実績

147名にアンケート用紙を送付、そのうち109人分を回収（回収率74.1%）

109人中53人が歯科相談

※歯科保健医療情報サイト（<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>）から抜粋

# 他自治体の事例②

【島根県邑南町（おおなんちょう）（令和元年度）】

## ○対象者

特定健診（集団健診）受診者で40～74歳の国保加入者と社保被扶養者

## ○事業内容

島根大学健診項目として、歯科アンケートによる対象者の状況把握と歯科衛生士による口腔内観察、グミによる咀嚼力検査、唾液潜血反応検査を行い、歯科保健指導（歯科受診勧奨、歯みがき指導）を行う  
特定健診報告会にて健診結果返しと、必要者に歯科受診おすすめカードを発行

## ○実績

特定健診受診者744人中547人（73.5%）に歯科相談を実施

1年以内に341人（62.3%）が歯科受診、そのうち157人（46%）が定期受診

歯科受診おすすめカードを304人（55.6%）に発行

カード発行者のうち215人（70.7%）が歯科受診につながった

※歯科保健医療情報サイト（<https://dental-care-info.mhlw.go.jp/index.php>）から抜粋

## 施策例

- 健診結果に基づき、ハイリスク者に個別通知  
⇒ 歯科保健の普及啓発と歯科受診勧奨を実施
- 検査キットを用いた歯周病リスク検査  
⇒ 口腔チェックの効率化・結果の視える化

# 導入に係る財政的支援

## 【医療施設運営費等補助】

都道府県等口腔保健推進事業実施要綱に基づく実施事業を対象とした国庫補助。

### (補助対象事業)

#### 都道府県等口腔保健推進事業実施要綱

#### 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

##### I 歯科疾患予防等事業

##### (1) 歯科疾患予防事業

# 導入に係る財政的支援

## 都道府県等口腔保健推進事業実施要綱

### I 歯科疾患予防等事業

地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物局所応用、歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健診（検診）等の歯科疾患の予防の取組や食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

# 導入に係る財政的支援

## 都道府県等口腔保健推進事業実施要綱

### (1) 歯科疾患予防事業

この事業では、次に掲げるいずれかの事業を実施することとする。なお、事業実施にあたっては、効果的な取組となるようア及びイのいずれも実施することが望ましい。

ア う蝕予防のためのフッ化物洗口、又はフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用又は保健機能食品の使用に関する取組を行う。なお、フッ化物洗口の実施に際しては、製剤・方法等について施設等の関係者の負担等を考慮すること。

イ 歯科疾患予防のための口腔清掃指導や歯科保健指導等の地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。